

財 務 省 第 11 入 札 等 監 視 委 員 会
令和7年度 第 1 回 定 例 会 議 議 事 概 要

開 催 日 及 び 場 所	令和7年9月24日（水） 高松国税局 第一会議室	
委 員	委員長 藤本 邦人 （アローズ法律事務所 弁護士） 委 員 安井 敏晃 （国立大学法人香川大学経済学部 教授） 委 員 久保 誉一 （有限責任監査法人トーマツ 公認会計士）	
審 議 対 象 期 間	令和7年4月1日(火)～ 令和7年6月30日(月)	
抽出案件	4 件	（備考）
競争入札（公共工事）	3 件	契 約 件 名：伊予三島税務署 正面玄関・多目的駐車場周辺改修工事 契 約 相 手 方：株式会社大創 （法人番号3470001013455） 契 約 金 額：7,763,612円 契 約 締 結 日：令和7年6月23日 担 当 部 局：高松国税局
		契 約 件 名：令和7年度八幡浜市舌間所在国有崖地法面对策工事 契 約 相 手 方：有限会社大成工業 （法人番号2500002013328） 契 約 金 額：77,000,000円 契 約 締 結 日：令和7年5月14日 担 当 部 局：四国財務局
		契 約 件 名：令和7年度徳島財務事務所構内電話交換設備設置工事 契 約 相 手 方：株式会社日立システムズフィールドサービス （法人番号9010701017795） 契 約 金 額：1,727,000円 契 約 締 結 日：令和7年6月3日 担 当 部 局：四国財務局
随意契約（公共工事）	—	—
競争入札（物品役務等）	1 件	契 約 件 名：自家用電気工作物の保安全管理業務 契 約 相 手 方：一般財団法人四国電気保安協会 （法人番号5470005005298） 契 約 金 額：1,363,560円 契 約 締 結 日：令和7年4月1日 担 当 部 局：高松国税局
随意契約（物品役務等）	—	—
応札（応募）業者数1者関連	1 件	契 約 件 名：令和7年度八幡浜市舌間所在国有崖地法面对策工事
委員からの意見・質問、それに対する回答等	次葉以降のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
【案件１】 「伊予三島税務署 正面玄関・多目的駐車場周辺改修工事」 契約相手方：株式会社大創 契 約 金 額：7,763,612円 契約締結日：令和７年６月23日 担 当 部 局：高松国税局 予定価格の算定方法は。	当該事案については、令和６年１月に業者へ設計業務委託（現地確認、図面作成及び積算業務）を依頼し、同社が作成した設計図面を基に実施している。 また、同社が作成した積算資料についても、入札における予定価格算定の資としており、当該入札について応札業者が３社いたにも関わらず、落札率が下がっていない事実は、結果、同社が積算した価格が実勢価格を適切に反映したものであったと評価している。

【案件２】

「令和６年度三条住宅給水管改修工事」

契約相手方：株式会社広瀬住宅総合サービス
契 約 金 額：10,945,000円
契約締結日：令和７年１月10日
担 当 部 局：四国財務局

１者応札となった理由はなにか。

再度公告を行うにあたり、予定価格は変更したのか。変更したのであればその理由はなにか。

再度公告を行うにあたり、当初公告と同じ仕様でありながら、当初公告が不落となったことを理由に予定価格を引き上げることあるのか。

本件は、当初公告が不落となり再度公告となった案件である。当初入札に参加した業者に、再度公告では参加しなかった理由を確認したところ、工期が少し厳しいことや、他の案件も受注しており、年度末にかけて作業員のやり繰りが大変なため人件費が高くなってしまふことを考慮したため、との回答があった。

よって、当局としては、再度公告により契約が後ろ倒しとなったことが、１者応札となった理由と考えている。

本件の工事では、敷地内の地面を掘削するため、発生する土の処分が必要となる。

当初公告では、工事現場から搬出し処分する仕様とされていたが、場内で仮置き場を確保できるようになったため、多くの土を敷地内へ埋め戻して再利用するように変更したことが大きな変更点である。

また、これに伴い、予定価格に変更があったものである。

部材等の実勢価格が大幅に上昇したような場合などで予定価格を見直すことはあるが、当初公告が不落となったことを理由に予定価格を引き上げることはない。

【案件３】

「自家用電気工作物の保安管理業務」

契約相手方：一般財団法人四国電気保安協会

契約金額：1,363,560円

契約締結日：令和７年４月１日

担当部局：高松国税局

毎年ある業務で対応できる業者が限られることから、毎年入札をする必要があるのか。

契約の内容によっては、複数年の契約をしているものもあるが、当案件は、毎年継続して、同じ業者が業務を行わないといけないというものではないことから、毎年入札を行っているものである。

落札者、落札率等の入札結果から競争が働いていることが明白であり、毎年入札を行う有効性があると考えている。

【案件４】

「令和６年度高松市松島町所在国有建物解体撤去工事」

契約相手方　：株式会社宮本組
契 約 金 額　：185,680,000円
契約締結日　：令和７年３月10日
担 当 部 局　：四国財務局

予定価格の算出方法は。

予定価格は、令和３年度に実施した設計委託業務の成果による設計図及び工事数量を基に市場価格調査を実施し、決定している。

落札率が低い理由は。

落札した株式会社宮本組によると、「解体撤去工事を本業とし、長年の官公庁の受注実績もあり、効率的に工事を行うことができ、工程の圧縮・工夫により工事費の圧縮が可能であること」や、「長期間の取引及び信頼関係のある協力会社があること」、「工種が少なく工種間で歩調を合わせることが容易であること」、「配置予定技術者の手持ち工事がない時期であること」などから、低廉な価格で入札ができたとのことである。